

令和3年3月25日

日本学術会議会長 殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が科学に関する重要課題、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり課題別委員会の設置を提案します。

記

- 1 提案者 望月 真弓（副会長）
- 2 委員会名 大学教育の分野別質保証委員会
- 3 設置期間 幹事会承認日から令和5年9月30日まで

4 課題の内容

（1）課題の概要

- ・日本学術会議は、平成20年に文部科学省から、大学教育の分野別質保証の在り方について審議依頼を受けたことを契機として、分野別（学問分野別）の教育課程編成上の参照基準の作成を開始し、現在までに33の分野の参照基準を作成し、公表した。
- ・これら教育課程編成上の参照基準は、学士課程における専門教育の基本的な考え方を示し、大学教育の質の保証に資することを目的としている。

（2）審議の必要性

第25期において、参照基準を作成・検討中の分野があり、第24期に引き続き、大学教育の分野別質保証に資するため、各分野の教育課程編成上の参照基準を作成するとともに、関連する諸問題の審議を行う必要がある。

（3）日本学術会議の過去（又は現在）の関連する検討や報告等の有無

参照基準の作成状況

- ・今後の作成予定 1件
薬学教育分野
- ・作成公表済 33件

＜第24期＞ 2件

化学、教育学

＜第23期＞ 13件

社会福祉学、電気電子工学、農学、統計学、哲学、情報学、
物理学・天文学、計算力学、薬学、サービス学、看護学、歯学、
医学

＜第22期＞ 18件

経営学、言語・文学、法学、家政学、機械工学、数理学、
生物学、土木工学・建築学、歴史学、地域研究、政治学、
経済学、材料工学、心理学、社会学、文化人類学、地理学、
地球惑星科学

(4) 政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミー等の関連する報告等の有無

なし

(5) 各府省等からの審議要請の有無

なし

5 審議の進め方

(1) 課題検討への主体的参加者

第24期の委員会委員を中心に審議を行う。

(2) 必要な専門分野及び構成委員数

会長、副会長、各部の役員及び会員又は連携会員若干名。

(3) 中間目標を含む完了に至るスケジュール

委員会設置後、順次会議を開催し、参照基準を作成・公表していく。

6 その他課題に関する参考情報

特になし